

## 船舶事故調査報告書

平成24年9月6日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成23年10月24日（月） 18時20分ごろ
発生場所	徳島県徳島小松島港徳島区の新町川 徳島県徳島市所在の徳島津田外防波堤東灯台から真方位291°3,000m付近 （概位 北緯34°03.4′ 東経134°34.7′）
事故調査の経過	平成23年11月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 <sup>かいゆうじん</sup> 海遊人、5トン未満 270-36271 徳島、個人所有 6.80m (Lr) × 2.56m × 1.09m、FRP ガソリン機関、102.97kW、平成3年5月 B モーターボート ゆーとびあ <sup>ツ</sup> Ⅱ、5トン未満 280-16866 徳島、個人所有 5.97m (Lr) × 2.13m × 0.95m、FRP ガソリン機関、58.80kW、昭和58年7月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 46歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成9年9月29日 免許証交付日 平成19年8月16日 （平成24年9月28日まで有効） B 船長B 男性 70歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和59年4月10日 免許証交付日 平成21年6月11日 （平成26年7月26日まで有効）
死傷者等	A なし B 軽傷 1人（同乗者B）
損傷	A 船首部に擦過傷 B 左舷中央部に破口、操舵室の窓ガラス及びオーニングが破損、マストの灯器が破損
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、白色全周灯及び両舷灯を点灯し、徳島小松島港徳島区 <sup>そのせ</sup> の園瀬川の河口付近でA船を漂泊させ、約5分間、スズキのルアー釣りを試したが、釣果がなかったので帰航することにした。 船長Aは、 <sup>おきす</sup> 沖洲川左岸の係留場所（以下「係留場所A」という。）の手

	<p>前（下流側）に架かる沖洲大橋の桁下高さが低いことから、いつもは沖洲大橋下流側の沖洲川河口付近において操舵室上部の起倒式のマストを倒し、同橋下を通過していたが、園瀬川の河口でマストを倒しておこうと思い立ち、操舵室上部の起倒式マストを前方に約90°倒した。</p> <p>船長Aは、マスト頂部の点灯した白色全周灯が操舵室前面の窓越しに視認でき、周囲からA船の存在が分かるように操舵室前面下部の作業灯2個及び操舵室上部の作業灯1個を点灯したことから、操舵室の前方が明るくなって前方が視認しづらい状態となったが、白色全周灯は、法定の灯火であるので消灯してはいけないと思い、白色全周灯を点灯したままにしていた。</p> <p>船長Aは、マストを倒していたとき、前方の新町川に小型船の黄色のような小さな灯火を視認したが、両色灯を視認することができなかったので、沖に出ていく船だと思い、右舷側にある操縦席に腰を掛けて発進し、約10.0ノット（kn）（対地速力、以下同じ。）の速力で手動操舵により係留場所Aに向かった。</p> <p>船長Aは、園瀬川の河口から新町川に入った頃、左転して沖洲大橋の中央部に向ける約016°（真方位、以下同じ。）の針路として間もなく、平成23年10月24日18時20分ごろ、徳島津田外防波堤東灯台から291°3,000m付近の新町川において、衝撃を受けて操舵室の窓ガラスが破損するなどしたので停止し、白色全周灯を消灯して周囲を確認したところ、B船と衝突したことに気付いた。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人（以下「同乗者B」という。）を乗せ、17時30分ごろまで徳島小松島港徳島区東方沖の才亀磯及び間ノ瀬<sup>あい</sup>付近で釣りを行ったのち、新町川上流の係留場所に向けて帰航した。</p> <p>船長Bは、操舵室の右舷側で椅子に腰を掛けて手動操舵に当たり、同乗者Bが同室左舷側で椅子に腰を掛け、白色全周灯及び両色灯を点灯し、徳島小松島港徳島区の津田外防波堤の北方を通過して新町川の河口に向かい、18時14分～15分ごろ、徳島沖の洲導流堤灯台の南方約50mを通過したとき、同川に架かる末広大橋橋梁灯（中央灯）に向ける約295°の針路とし、新町川を時速約20km（約10.8kn）の速力で航行した。</p> <p>船長Bは、約10年前、新町川を夜間に航行中、流木に衝突して船外機を損傷したことがあり、また、これまで左舷側の園瀬川方向から出航して新町川を横断する船に出会ったことがなかったので、園瀬川の方は確認せずに浮流物を探すため、前方の海面を注意深く見ながら航行した。</p> <p>B船は、西北西進中、18時20分ごろ、B船の左舷中央部（操舵室前部付近）とA船の船首部とが衝突した。</p> <p>両船は、自力航行して付近の護岸まで移動し、負傷の程度や損傷状況を確認したのち、船長Aが、海上保安庁に事故の発生を通報した。</p> <p>同乗者Bは、病院に向かい、頸椎捻挫と診断された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好  海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期  日没時刻：17時18分</p>

<p>その他の事項</p>	<p>本事故は、沖洲川及び園瀬川が新町川に合流する場所付近において発生した。</p> <p>船長Aは、平成11年ごろから小型船舶を所有するようになり、平成20年3月から本船に乗船して遊漁船業を営むようになったので、本事故発生場所付近は頻りに航行していたが、夜間に航行するのは久しぶりであった。</p> <p>A船は、白色全周灯及び両色灯を省電力で明るいLED灯に交換していた。</p> <p>A船の喫水は、船首約0.3m、船尾約0.7mであった。</p> <p>船長Bは、約40年前から小型船舶に乗船するようになり、B船には、約15～16年前から乗船し、月に約3～4回釣りに出掛けており、その都度新町川を航行していた。</p> <p>船長B及び同乗者Bは、釣りをしている間は救命胴衣を着用していたが、帰航中は操舵室内にいたので脱いでいた。</p> <p>B船の喫水は、船首約0.2m、船尾約0.7mであった。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、徳島小松島港徳島区を係留場所Aに向けて東北東進中、船長Aが、点灯中の白色全周灯が装備されているマストを船橋前方に倒し、その灯光が見え、また、点灯した作業灯により、操舵室の前方が明るくなり、船首方向を視認することが困難な状態とし、見張りを適切に行っていなかったことから、前路を左方に横切るB船に気付かず左転してB船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、徳島小松島港徳島区を西北西進中、船長Bが、浮流物を探すために前方の海面に注意を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、A船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、徳島港内において、A船が東北東進中、B船が西北西進中、両船船長が見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一方向に見張りを集中することなく、周囲の適切な見張りを行うこと。</li> <li>・ 航行中は、船橋前面に明るい灯火を点灯しないこと。</li> </ul>	